

時間外労働の上限規制の法改正について

来年の2024年4月1日より時間外労働の上限の規制の対象外であった業種に上限の規制が適用されますので簡単にご紹介します。

1. 時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限規制の対象外であった業種について、下記のように改正となる予定です。

工作物の建設の事業	<p>○2024年4月以降、建設業では、災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外労働の上限規制が原則通りに適用されます。</p> <p>○災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。</p>
自動車運転の業務	<p>○2024年4月以降、自動車運転者は、特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。</p> <p>○一般の労働者と異なり、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制及び、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。</p>
医業に従事する医師	<p>○特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間（※）となります。</p> <p>○時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。</p> <p>○時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。</p> <p>○医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。</p> <p>※医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的につき100時間未満の上限が適用されない場合がある）。地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）又は集中的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。</p>

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

